2 有限会社あみステーション 訪問看護あみステーションの運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社あみステーションが開設する訪問看護あみステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営をステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は 要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 有限会社訪問看護あみステーション
- ニ 所在地 岐阜県各務原市蘇原瑞雲町3丁目33番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 看護師1名

管理者は、ステーション従業者の管理及び指定訪問看護・介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 看護師等 看護師常勤換算2.5名以上 理学療法士1名 作業療法士1名 看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。看護師は、指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供に 当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 宮業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護・介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事および排泄等日常生活の世話
- 四 裾創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 痴呆症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護・介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準じる。

(※厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

(介護報酬の改正時には、変更があります。)

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う、指定訪問看護師に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の区域以外の区域については、越える距離1km当たり50円の交通費とする。

- 3 死後の処置料は、12.000円とする。
- 4 前2項については、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、各務原市、岐阜市、岐南町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第10条 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要について次のとおりとする。

- 一利用者からの相談・苦情に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者を配置する。直通電話は24時間対応する。
- 二 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為に、利用者への理解を契約時に説明、周知を図る。
- 三 職員に対しては、事業所の姿勢・受付の方法・相談過程、対応方法等の教育を図る。
- 四 苦情があった場合は、必要に応じ関係機関と連携を図る。
- 五 上記機関において解決が図れない場合は、市町村・県または、国保連合会に連絡する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても これらの秘密を保持するべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社あみステーションとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録物の取り扱い)

第12条 サービス提供に関する全ての記録物を、5年間は適正に保管します。

第13条 BCP(事業継続)に向けた取り組みを継続し強化する。

感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。また、業務継続計画を定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第14条 感染症対策の取り組みを強化する。

感染症の予防及びまん延防止の為の訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知する。基本方針に基き行うものとする。

第15条 身体的拘束等の禁止

- 一 事業所は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 二 事業所は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

第16条 高齢者虐待防止の推進

虐待の発生又はその再発防止をする為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行う。基本方針に基き、研修を定期的に行う。また、これらを適切に実施するために担当者を置く。

附 則

この規定は、令和6年04月01日から施行する。